

# 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)受給者証交付事務 補助業務仕様書

## 1 業務の名称

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)受給者証交付事務補助業務(以下、「本業務」という。)

## 2 概要

兵庫県精神保健福祉センターにおいて、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証の審査、交付が行われているが、その申請件数が年々増加傾向にあることから、申請受付から交付するまでの迅速な事務処理が必要となっている。

また、交付に付随する事務処理も増加しており、事務処理に支障をきたすことが懸念されている。

このため、交付に係る事務処理等を人材派遣会社から職員派遣を受け、事務の適正化・効率化を図ることを目的とする。

## 3 業務内容

内 容	手 順
① 申請書受領・仕分け作業	・各市町から送付された申請書の受領 ・受領した申請書の整理、仕分け
② データ入力作業	・判定されたデータのシステムへの入力作業 ・指定医療機関のシステムへの入力作業 ・入力内容確認
③ 手帳・受給者証 発送作業	・手帳・受給者証の作成、整理、仕分け ・手帳・受給者証原本の内容確認 ・手帳・受給者証を各市町へ発送
④ その他	・書類のファイリング ・資料のコピー等付随業務

## 4 期間・勤務曜日・勤務時間・勤務場所等

### (1) 期 間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (2) 人 数

2名

### (3) 派遣対象とする派遣労働者の種類

派遣労働者は、無期限雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しないものとする。

### (4) 勤務曜日及び時間

① 火曜日、水曜日、木曜日、金曜日(祝日、年末年始を除く)

② 2名の週当たりの勤務日数は、2日ずつとする。

③ 9:00~16:00(休憩1時間)勤務。所定の曜日、時間に勤務できなかった場合は、指揮命令者と相談のうえ、所定の時間数分を曜日または時間の変更により振替えること。

※処理件数が多い日は、勤務時間の延長を依頼することがある。

(5) 時間外勤務

派遣元の三六協定により、1日15時間、月間45時間、年間360時間以内とする。月60時間を超える時間外労働分は50%増とする。実働8時間以降時間外扱いとする。

(6) 休日勤務

派遣元の三六協定により、法定休日労働は4週につき4日の勤務を上限とする。

(7) 勤務場所

兵庫県精神保健福祉センター執務室  
(神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番2号)

(8) 苦情処理の方法・連携体制等

申出を受けた派遣先・派遣元は、派遣先・派遣元苦情処理対応者を中心として相互に連絡調整を行いつつ、誠意をもって遅滞なく処理に当たり、その結果を派遣労働者に通知することとする。

① 派遣先責任者

兵庫県精神保健福祉センター 所長 TEL078-252-4980

② 派遣先苦情処理担当者

兵庫県精神保健福祉センター 所長補佐(総務調整担当) TEL078-252-4986

③ 指揮命令者

兵庫県精神保健福祉センター 精神保健福祉専門員(医療班班長) TEL078-252-4982

## 5 派遣元事業者の要件

- (1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (2) 要件を満たす人材の派遣が可能であること。また、要件を満たせる人材を派遣できるよう、必要な教育訓練を行うとともに、トラブルへの対応や苦情処理体制が整備されていること。

## 6 派遣労働者の要件

- (1) 多量のデータ入力と書類整理に従事するため、正確で迅速な事務処理能力がある方を希望する。
- (2) Word、Excelの基本的な操作ができること。
- (3) 業務遂行状況が不良の場合は、期間中であっても契約解除することがある。派遣労働者に兼務先がある場合は、事前に派遣先責任者へ報告すること。

## 7 個人情報等の守秘義務

- (1) 派遣元事業者は、本業務の処理に当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (2) 派遣元事業者は、業務の遂行に当たり本県から提供される一切のデータ、資料等を本業務以外の目的で利用、複写及び複製してはならない。
- (3) 派遣元事業者は、業務上知り得たすべての情報について、契約終了後も含めて一切漏洩させてはならない。
- (4) 派遣元事業者は本項(1)～(3)について、派遣労働者に遵守させなければならない。

## 8 派遣契約解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に当該労働者派遣契約の解除を行おうとする場合、派遣元の合意を得ることはもちろん、予め相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うものとし、派遣元から請求があった場合は、当該労働者派遣契約の解除を行う理由を派遣元に対し書面により明らかにしなければならない。

また、派遣先は、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとし、これができない場合は、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならない。

例えば、派遣元が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、また派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合において、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元が解雇の予告をしないときは30日以上、予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは解雇の日の30日前の日から予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないものとする。

その他、派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後策を講ずるものとし、派遣元及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合は、派遣元及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮するものとする。

## 9 派遣労働者の交代

次のいずれかの事情が発生した場合、派遣先はその理由を示して派遣労働者の交代を求めることができる。

- (1) 派遣労働者が業務に必要な要件を著しく欠いている場合
- (2) 派遣労働者が正当な理由なく、指揮命令・指示に従わない場合
- (3) 派遣労働者の作業状況が著しく誠意を欠くと認められる場合
- (4) その他、本業務の遂行に当たって、派遣先が不相当と考える事由が生じた場合

## 10 派遣労働者への内容等の周知

派遣元事業者は、労働者の派遣に先立って、本仕様書に定める業務の内容、業務遂行に必要な知識、技術、経験の水準、その他就業条件等を派遣労働者に対し的確に周知すること。

## 11 福利厚生に関する便宜供与

派遣先は派遣労働者に対し、派遣先に雇用される労働者が利用する施設・設備について、利用することができるよう便宜供与すること。

## 12 損害賠償

業務に関連して、派遣元事業者、或いは、派遣労働者の責により、本県、或いは、第三者に損害を与えた場合は、派遣元事業者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

### 13 派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元事業主に対して、届出手数料の範囲内で手数料を支払うものとする。

### 14 費用及び支払方法

#### (1) 費用

本業務において、派遣先が支払う費用は労働者派遣料金のみとし、労働者派遣料金には交通費や雇用保険料等必要な経費が全て含まれているものとする。業務終了時に派遣先が派遣元業者に支払う金額は、派遣労働者の勤務時間数に時間単価を乗じて求めた金額に、消費税及び地方消費税を加算した額とする。

#### (2) 支払い方法

派遣元事業者は、勤務実績に基づく派遣料金の当該月分を翌月10日までに派遣先に書面にて請求し、派遣先は請求日から30日以内に派遣元事業者へ支払うものとする。

### 15 連絡先

兵庫県精神保健福祉センター

所長補佐（総務調整担当） 辻 078-252-4986

## 「個人情報取扱特記事項」

### (基本的事項)

第1 派遣元事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (収集の制限)

第2 派遣元事業者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の制限)

第3 派遣元事業者は、派遣先の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は派遣先の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第4 派遣元事業者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (廃棄)

第5 派遣元事業者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、派遣先に報告しなければならない。

### (秘密の保持)

第6 派遣元事業者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (複写又は複製の禁止)

第7 派遣元事業者は、この契約による事務を処理するために派遣先から引き渡された個人情報が記録された資料等を派遣先の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### (特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 派遣元事業者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、派遣先が指定する場所において行うものとし、派遣先が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

### (事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 派遣元事業者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

### (責任体制の整備)

第10 派遣元事業者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、派遣先に書面で報告しなければならない。

2 派遣元事業者は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、派遣先に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第11 派遣元事業者は委託事務の一部を第三者(派遣元事業者の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を派遣先に提出し、派遣先の書面による承認を得た場合は、派遣元事業者は、派遣先が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。
- 2 前項ただし書きにより派遣先が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、派遣元事業者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- 3 派遣元事業者は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、派遣先に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、派遣先の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、派遣元事業者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、派遣先の承認を受けなければならない。
- 5 派遣元事業者は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、派遣先に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 派遣元事業者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、派遣先の求めに応じて、管理・監督の状況を派遣先に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第12 派遣元事業者は、この契約による事務を処理するために、派遣先から提供を受け、又は派遣元事業者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに派遣先に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、派遣先が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

- 第13 派遣先は、派遣元事業者及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

- 第14 派遣先は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を派遣元事業者に求めること及び当該取扱いについて派遣元事業者に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 派遣元事業者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

- 第15 派遣元事業者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに派遣先に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、派遣先の指示に従わなければならない。
- 2 派遣元事業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、派遣先その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 派遣先は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 派遣先は、派遣元事業者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 派遣元事業者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、派遣先にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 派遣先は、派遣元事業者が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、派遣元事業者に対して損害の賠償を求めることができる。